

## 鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会と称し、事務所を鶴嶺西コミュニティセンター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、市民の学習、集会、レクリエーション、体力維持向上並びに高齢者から子どもまでが集う場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、ふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (2) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関すること。

(委員)

第4条 本会の委員は、第5条に掲げる鶴嶺西地区の各団体を代表する者とする。

各団体は別に定める委員推薦書を委員長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(構成)

第5条 前条の委員は、次に掲げる各団体からの推薦された人とし、委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| (1) 鶴嶺西地区各自治会代表        | 10名(自治会の増減に順ずる) |
| (2) 鶴嶺西地区社会福祉協議会代表     | 1名              |
| (3) 鶴嶺西地区民生児童委員協議会代表   | 1名              |
| (4) 今宿小学校区青少年育成推進協議会代表 | 1名              |
| (5) 萩園中学校学級代表委員会代表     | 1名              |
| (6) 鶴嶺地区体育振興会代表        | 1名              |
| (7) 公募                 | 2名              |
| (8) 役員会推薦者             | 若干名             |
| (9) 今宿小学校「手をつなぐ会」      | 1名              |

2 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 委員長  | 1名 |
| (2) 副委員長 | 3名 |
| (3) 事務長  | 1名 |
| (4) 会計   | 1名 |
| (5) 監査   | 2名 |
| (6) 書記   | 1名 |

2 前項の役員は、委員の中から総会において選出する。

選出方法は、互選を原則とするが、複数の立候補者がある場合は委員の選挙による。

3 監査は、初年度を除き本会委員退任者から選出する。

( 役員の任期 )

第7条 役員の任期は2年とし、就任した総会から退任する総会までの期間とする。

ただし、再任は妨げない。

2 欠員による補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

( 役員の職務 )

第8条 委員長は、本会の事務を総括し、本会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、運営担当、渉外担当、企画担当としてそれぞれの業務を分担する。

なお、各担当業務の細目は、別途定める。

委員長に事故のあるときは、互選により委員長代理を勤めその職務を代理する。

3 会計は、会計事務を担当する。

4 監査は、会計事務・運営業務を監査する。

5 書記は、諸会議の記録をとり、議事録を作成するとともに本会の行事等の運営に関する記録を行う。

( 会議 )

第9条 会議は、総会、管理運営委員会、役員会とする。

2 本会の会議の議長は、本会の委員長が就く。

3 会議の議決は、委員の過半数の出席により成立し、議決は出席委員の過半数による。

ただし、可否同数の時は議長(委員長)が決める。

止むを得ない理由により、会議に出席できない委員は、書面をもってその意を表すことができる。又は委任状の提出により出席者の数に加えられる。

4 総会は、第5条に掲げる委員をもって構成し、年度当初に委員長が招集し、開催する。

ただし、必要に応じて臨時に招集することができる。

5 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

6 管理運営委員会は、第5条に掲げる委員をもって構成し、総会を含め半期毎に委員長が招集する。

ただし、委員長は、必要に応じて臨時に招集することができる。

また、委員の三分の一の合意により書面を以って会の開催の要請が出来る。

7 役員会は、第6条に掲げる役員を以って構成し、適時開催する。

( 総会 )

第10条 総会は、次の事項を報告または審議する。

( 1 ) 事業報告及び決算に関すること。

( 2 ) 事業計画及び予算に関すること。

( 3 ) 役員の選出に関すること。

( 4 ) 規約の変更に関すること。

( 5 ) その他、第5条に掲げる委員から提案された事項に関すること。

( 役員会 )

第11条 役員会は、次の事項を報告または審議する。

( 1 ) 総会にて議決された事項並びに予算の管理運用を執行する。

( 2 ) 本館の管理運営上必要と思われる事項を検討し、予算の範囲内にて執行する。

( 3 ) 必要と思われる事項にて予算計上が無い場合は、役員会の決議の上管理運営委員会に上程し、

承認を得た上で執行する。

ただし、一事項五万円以下の執行と緊急時の場合は役員会の了承にて執行できる。

( 4 ) 役員会の決定・執行事項は、管理運営委員会に報告を行わなければならない。

( 管理運営委員会 )

第 12 条 管理運営委員会は次の事項を審議する。

( 1 ) 鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営に関すること。

( 2 ) その他、委員長が必要と認めた事項。

( 会議の議事録 )

第 13 条 本会の各会議は次の事項を記載した、議事録を作成しなければならない。

( 1 ) 日時及び場所

( 2 ) 各会議の成立を確認するために現在数及び出席者数 ( 含む委任状 ) 。

( 3 ) 審議事項、議決事項、議事の経過とその結果

2 会議には議事録署名人を総会は二名、その他の会議は一名を選任する。

3 議事録には議長 ( 委員長 ) が指名する議事録署名人が署名押印し、書記はそれを保管しなければならない。

( 事務局 )

第 14 条 本会に、管理・運営・事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局員は、事務長 1 名 ( 事務責任者 ) と事務員 ( 若干名 ) とする。

3 事務長は、委員長が役員会の同意を得て委員の中から選任し、事務員は役員会の承認の基に雇用する。

4 事務長の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

5 事務員の任期は 6 カ月から 1 年とする。ただし継続雇用を認めることもある。

( 報酬 )

第 15 条 本会の役員、委員並びに事務局員には業務手当として、その報酬が支払われる。

2 事務局員の報酬は給与とし、茅ヶ崎市の臨時職員の給与に準じる。

3 委員の報酬は日当として、別途定める基準にて支払われる。

4 役員の報酬は手当として、委員報酬に加えて別途定める基準にて支払われる。

( 事業及び会計年度 )

第 16 条 本会の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

( 経費 )

第 17 条 本会の経費は、委託金、寄附金等をもってあてる。

( 必要事項 )

第 18 条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成 22 年 5 月 22 日から施行する。

改訂：平成 28 年 5 月 21 日から改定する。

改定：平成 28 年 6 月 18 日から施行する。

改定：平成 29 年 5 月 20 日から施行する。